

## 鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市地域づくり協議会条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づく支援の一つとして、鈴鹿市地域づくり一括交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、条例第1条の地域づくり協議会（以下「協議会」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、条例第9条の規定により策定された地域計画に基づき、協議会が取り組む条例第7条各号に掲げる事業とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、市長が予算の範囲内で定める額であって、協議会が交付対象事業を実施するために要する経費の額とする。

2 市長は、交付金の額を決定したときは、当該交付金を交付する協議会に通知するものとする。

(交付金の請求)

第5条 協議会は、前条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付金の交付を受けようとするときは、地域づくり一括交付金交付概算払請求書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、概算払により交付金を交付するものとする。

(事業計画等の報告)

第6条 協議会は、前条第2項の規定により交付金の交付を受けたときは、総会の承認を受けた後速やかに、地域づくり一括交付金事業計画等報告書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(基金の設置等)

第7条 協議会は、複数年度にわたる事業であって、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものについて、基金を設置し、次項の規定による承認を受けた日の属する年度から起算して3年度までに限り、交付金の一部を積み立てることができる。ただし、第8条の規定による承認を受けた場合は、この限りでない。

2 協議会は、前項本文の規定により基金を設置しようとするときは、地域づくり一括交付金基金設置申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、基金の設置の可否を決定し、地域づくり一括交付金基金設置承認（不承認）通知書（第4号様式）により当該申請をした協議会に通知しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により基金の設置を承認するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 基金に係る経理については、一般の経理と明確に区分して整理すること。

(2) 基金に属する交付金は、その目的である事業以外に使用しないこと。

(3) 基金に属する交付金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管すること。

5 協議会は、第2項の規定による承認を受けたときは、基金の設置期間中、第10条に規定する実績の報告に併せて、地域づくり一括交付金基金状況報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

6 協議会は、基金の積立てが完了した年度の翌年度に、当該基金を財源とする事業を完了させるものとする。

(基金の変更及び廃止)

第8条 協議会は、特別の事情があるときは、市長の承認を得て基金を変更し、又は廃止することができるものとする。ただし、変更は、基金の設置期間、積立額、事業実施期間及び総事業費に限る。

2 協議会は、前項の規定により基金を変更し、又は廃止しようとするときは、地域づくり一括交付金基金設置変更・廃止申請書（第6様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、地域づくり一括交付金基金設置変更・廃止承認（不承認）通知書（第7号様式）により当該申請をした協議会に通知しなければならない。

4 市長は、前項の規定により基金の廃止を承認したときは、当該協議会に対し、期限を定めて、廃止までの間に積み立てられた基金の総額の返還を命ずるものとする。  
（交付金の繰越し）

第9条 協議会は、交付対象事業の完了後、特別の事情により当該交付対象事業に係る交付金に余剰金が生じたときは、市長の承認を得て当該余剰金の全部又は一部をその翌年度に繰り越すことができるものとする。

2 協議会は、前項の規定による繰越しをしようとするときは、地域づくり一括交付金繰越協議書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の協議書の提出があったときは、その内容を審査し、地域づくり一括交付金繰越承認（不承認）通知書（第9号様式）により当該提出をしたものに通知しなければならない。

（実績の報告）

第10条 協議会は、交付対象事業が完了した日から30日を経過する日又は交付金の交付を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに地域づくり一括交付金事業完了報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業実施報告書

（2） 収支決算書

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付金の額を確定し、地域づくり一括交付金交付額確定通知書（第11号様式）により当該協議会に通知しなければならない。

（交付金の取消し等）

第12条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、その返還を求めなければならない。

（1） この規則の規定に違反したとき。

- (2) 交付金をその目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項に定めるもののほか、前条の規定により交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めなければならない。ただし、第9条の規定による交付金の繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

(財産の処分制限)

第13条 協議会は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又はその用途を廃止してはならない。

(調査)

第14条 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、協議会に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

(書類の整備等)

第15条 協議会は、交付金に係る関係書類を、当該交付金の交付を受けた年度の翌年度から5年度保管しなければならない。

(補足)

第16条 この規則に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

請求者 団体名  
代表者住所  
代表者氏名

地域づくり一括交付金交付概算払請求書

地域づくり一括交付金について、鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求内容

請求金額		金 円	
振込先	金融機関名	銀行 農協 信用金庫	支店 支所 出張所
	口座種別	1 普通	2 当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

提出者 団体名  
代表者住所  
代表者氏名

地域づくり一括交付金事業計画等報告書

鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則第6条の規定により、次のとおり報告します。

添付書類

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 団体名

代表者住所

代表者氏名

地域づくり一括交付金基金設置申請書

鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則第7条第1項の規定により基金を設置したので、同条第2項の規定により次のとおり提出します。

基金の名称	
基金の設置目的	
基金設置期間	
基金積立額	年度 円
	年度 円
	年度 円
事業実施時期	
総事業費	

第4号様式（第7条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名

鈴鹿市長

印

地域づくり一括交付金基金設置承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のありました地域づくり一括交付金の基金設置について、次のとおり決定しましたので、鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則第7条第3項の規定により通知します。

1 次のとおり承認する。

基金の名称	
基金の設置目的	
基金設置期間	
基金積立承認額	年度 円
	年度 円
	年度 円

2 次の理由により不承認とする。



年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 団体名

代表者住所

代表者氏名

地域づくり一括交付金基金状況報告書

鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則第7条第1項の規定により設置した基金について、同条第5項の規定により次のとおり報告します。

1 基金管理状況

基金の名称	
前年度基金残高	円
本年度基金積立額	円
利息等	円
本年度基金残高	円

2 添付書類

（1） 基金管理通帳の写し

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 団体名

代表者住所

代表者氏名

地域づくり一括交付金基金設置変更・廃止申請書

年 月 日付け鈴 第 号で承認を受けた地域づくり一括交付金基金の変更・廃止をしたいので、鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則第8条第2項の規定により次のとおり提出します。

1 基金の名称

2 変更内容

項目	変更前	変更後
基金設置期間		
基金積立額	年度 円	年度 円
	年度 円	年度 円
	年度 円	年度 円
事業実施時期		
総事業費		

2 変更・廃止を必要とする理由

第7号様式（第8条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名

鈴鹿市長

印

地域づくり一括交付金基金設置変更・廃止承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました基金の変更・廃止の申請について、次のとおり決定しましたので、鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則第8条第3項の規定により通知します。

1 次のとおり承認する。

基金の名称	
基金の設置目的	
基金設置期間	
基金積立承認額	年度 円
	年度 円
	年度 円
廃止に伴う交付金の返還額	円

2 次の理由により不承認とする。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

提出者 団体名

代表者住所

代表者氏名

地域づくり一括交付金繰越協議書

年 月 日付で交付を受けた地域づくり一括交付金について、次年度に繰り越したいので、鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則第9条第2項の規定により次のとおり提出します。

- 1 繰越協議額 円
- 2 交付決定額 円
- 3 繰越理由

第9号様式（第9条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名

鈴鹿市長

印

地域づくり一括交付金繰越承認（不承認）通知書

年 月 日付けで協議のありました地域づくり一括交付金の繰越しについて、次のとおり決定しましたので、鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則第9条第3項の規定により通知します。

1 次のとおり承認する。

繰越承認額 円

条件

2 次の理由により不承認とする。

理由

第10号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 団体名

代表者住所

代表者氏名

地域づくり一括交付金事業完了報告書

年 月 日付けで交付を受けた地域づくり一括交付金に係る事業を完了しましたので、鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

添付書類

- （1） 事業実施報告書
- （2） 収支決算書
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名

鈴鹿市長

印

地域づくり一括交付金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のありました地域づくり一括交付金については、次のとおり交付額を確定したので、鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則第 1 1 条の規定により通知します。

交付確定額 金 円